

○岡山商科大学教職員倫理規程

(2015年3月26日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、「岡山商科大学教職員倫理規範」(2010年9月1日 制定)の趣旨に基づき、岡山商科大学(以下「本学」という。)教職員の倫理意識の向上と、社会的信頼の確保を目的として定める。

第1章 研究

(定義)

第2条 研究者とは、本学の専任教員及び本学において研究活動に従事する全ての者を含む。なお、学生が研究に関わる場合は研究者に準ずる。

2 研究管理者とは、本学の専任の事務職員及び嘱託職員等の非常勤職員で、研究者を補助し、事務的な管理を行う者をいう。

3 研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含む。

4 発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知識を公表するすべての行為を含む。

(研究者の倫理、責務)

第3条 研究者は、研究が人類の幸福と社会の発展のために必要な活動であることを認識し、高い倫理規範のもと、良心と信念に従い、自らの責任により、透明性、説明性を確保して研究を遂行し、研究成果の客観性を保持しなければならない。

2 研究者は、生命の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、本学の諸規程のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等並びに国内の法令、告示等を遵守しなければならない。

4 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。

5 研究者は、研究者であるとともに教育者であることを自覚し、研究で得た成果や知識を、教育活動や社会へ還元するよう努めなければならない。

6 研究者は、他の研究者と対等の立場であることを理解し、相互の学問的立場を尊重しなければならない。学生が研究活動に係わる場合は、学生が不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

7 研究者は、職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の研究者や教職員、学生の教育研究上、学修上又は就労上の利益や権利を侵害する各種ハラスメントを行ってはならず、

その防止に努めなければならない。

8 研究者は、自己研鑽に努めてその能力を常に高く保持するとともに、自らの研究が及ぶ範囲を十分に自覚し、他の専門研究を尊重しなければならない。

9 研究者は、研究遂行中における研究計画の進捗状況及び研究計画終了後における成果について、自ら厳正に点検・評価しなければならない。

(研究のための情報、データ等の収集)

第4条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 研究者が組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料、情報、データ等は、これを他に漏らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第7条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第8条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 研究者は、研究の成果を中立性・客観性をもって公表し、広く社会に還元しなければならない。ただし、知的財産権の取得等、合理的理由により公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果発表において次の各号に掲げる「不正行為」は本学及び研究者に対する社会的信頼を失墜させる行為であることを自覚し、絶対に行ってはならない。

- (1) 捏造（存在しないデータ、研究成果等を作成すること）
- (2) 改ざん（データ、研究結果の変造、偽造を行うこと）
- (3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用する）こと
- (4) 二重投稿（研究者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表すること）
- (5) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ること

3 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解を与える表現等は、不正行為とみなされる恐れがあることを認識し、適切な引用、表現をしなければならない。

（オーサiership）

第10条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサiershipを認められる。

（他者の業績評価）

第11条 研究者がレフリー、論文査読、審査委員等、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（研究費の「不正使用」防止）

第12条 研究者は、研究費の源泉が学生の納付金、国などの補助金等によって賄われていることを認識し、その使用にあたっては、本学の諸規程を遵守して、無駄なく有効に活用し、適正な使用の保証に努めなければならない。

2 研究者は、研究費の「不正使用」（研究費を故意若しくは重大な過失による他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用）を行ってはならない。

3 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（研究管理者の倫理、責務等）

第13条 研究管理者は、第3条から前条までに定める研究者の倫理規程を深く理解し遵守するとともに、研究者がそれらを満たすことができるよう、倫理規範をもって事務的な管理を行うものとする。

第1章の2 利益相反

（定義）

第13条の2 この章における「利益相反」の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本学において研究者が負う責任が、外部機関から得る利益（兼業による報酬など）又

は外部機関に負っている責任と相反する状態から、教育研究活動の公正性に影響を及ぼすことをいう。

(2) 役職のある研究者が、外部機関から一定額以上の金銭的利益を得たり、便益の供与又は経済的利益を得る関係にあることから、教育研究活動における意思決定にあたり、適正な判断に影響を及ぼすことをいう。

(利益相反に関する研究者の責務)

第13条の3 研究者は、研究活動を行う上で利益相反の恐れがある場合は、岡山商科大学教職員倫理委員会に対して、「経済的な利益関係」について報告し、利益相反の審査について申し出なければならない。

2 研究者は、所属機関による利益相反の管理に誠実に協力しなければならない。

第2章 各種ハラスメント

(定義)

第14条 この章における「ハラスメントの用語」の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、教職員が学生、他の教職員又は関係者に対して学修上又は就労上の関係を利用して、相手の意に反し、相手に不利益を与え又は不快の念を抱かせる性的な行為
- (2) アカデミック・ハラスメントとは、教員が職務上の地位又は権限を不当に利用して、学生や他の教員に対して行う学修上又は就労上の不利益を与え又は不快の念を抱かせる行為
- (3) パワー・ハラスメントとは、教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教職員に対して行う就労上の不利益を与え又は不快の念を抱かせる行為
- (4) ハラスメントとは、前3号に掲げる行為及びこれに類する行為

(教職員の責務)

第15条 教職員は、学生及び他の教職員がハラスメントのない環境において学修及び就労のできる権利を保障するため、ハラスメントの防止及び排除に努める。

(管理職の責務)

第16条 管理職の地位にある教職員は、次の各号に掲げる事項に留意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- (1) 日常の教育又は業務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、学生又は教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 学生又は教職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が本学に生じることがないように配慮すること。

第3章 その他の不正行為

(定義)

第17条 その他の不正行為とは、第1章、第2章に定める以外の、関係法令の違反、学内規程等の違反、社会的・道義的に本学職員として看過しがたい行為など、岡山商科大学教職員倫理規範の趣旨に反する行為全般をいう。

(教職員の責務)

第18条 教職員は、本学教職員の一員であることという自覚を持ち、高等教育機関としての社会的な信頼を確保すべく、不正行為の防止及び排除に努める。特に、管理的立場にある教職員においては、統括組織の不正行為の防止、排除に努めなければならない。

第4章 本学の責務

(本学の責務)

第19条 本学は、倫理意識を高めるため、啓発、倫理教育を実施する。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものとするため、研究に関する不正、各種ハラスメント、その他の不正行為等の反倫理的行為に対しては適切な措置を講じる。

3 本学は、前2項の目的を達成するため、岡山商科大学教職員倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会に関する事項は別に定めるものとする。

4 本学は、反倫理的行為の事実を知る者、又はそのような取り扱いを受けた者からの告発、相談について、窓口を設置して受け付ける。告発、相談の窓口については、別途定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、2015年4月1日から施行する。

2. 岡山商科大学研究倫理規程（2010年9月22日制定）は廃止する。

3. 岡山商科大学研究倫理委員会規程（2010年9月22日制定）は、廃止する。

4. 岡山商科大学におけるハラスメント防止等に関する規程（2010年9月22日制定）は、廃止する。

5. この規程は、2017年4月1日から施行する。

6. この規程は、2021年9月1日から施行する。